

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

目 次 (取扱課室名) ページ

〇 告示 (県民生活課).....1 1320 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (障害福祉課).....2 1321 指定障害福祉サービス事業者の廃止 (経営支援課).....2 1322 農用地利用配分計画の認可の申請 (森林整備課).....2 1323 保安林の指定予定の通知 (") 3 1324 " (") 3 1325 " (道路保全課).....3 1326 道路の区域変更 1327 道路の供用開始 *y*)..... 4) 4 1328 道路の区域変更 IJ (") 5 1329 道路の供用開始 1330 道路の位置の指定 (都市政策課).....5 (")...... 5 1331 " 1332 一般競争入札による落札者の決定 (会計課).....5 〇 公安委員会告示 41 指定講習機関の変更 6 〇 警察本部告示 11 一般競争入札による落札者の決定 6

告示

和歌山県告示第1320号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、 同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え 置いて、平成28年1月12日まで縦覧に供する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日平成27年11月9日
- 2 名称

特定非営利活動法人熊野

- 3 代表者の氏名
 - 荒木博和
- 4 主たる事務所の所在地 和歌山県新宮市下田三丁目3番13号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、子どもをはじめとした地域の人に対して、物心共に満たされ自己実現ができることを目

指した事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第1321号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の 規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011000 415	さくら・介護ス テーションもも たろう	橋本市隅田町中島9 93-1		株式会社ファー ストリブ	大阪府河内長野市 錦町8-8	平成 27.11.20

和歌山県告示第1322号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農地中間管 理機構から平成27年11月5日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨 を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振 興部農業振興課に備え置いて、平成27年12月3日まで縦覧に供する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番			
平成27年度第46号	田辺市龍神村福井字坂本2235外2筆			

和歌山県告示第1323号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号) 第30条の規定により告示する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村廣井原字向864から868まで、869の3、869の4、869の6、869 $\mathcal{O}9$
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁 振興局地域振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1324号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町和深川字瀬の谷630(次の図に示す部分に限る。)、字 北添635の1(次の図に示す部分に限る。)、642、656の2、657、661、668、676、677の1、677の3、周参 見字白口5145(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計 画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1325号

農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年 法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 西牟婁郡すさみ町和深川字瀬の谷622・624・626の1 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業 局森林整備課及び西牟婁振興局地域振興部林務課並びにすさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第1326号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智山勝浦線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
東牟婁郡那智勝浦町大字川関字 在ノ内365番2地先から同町大字 川関字中村丸山ノ前1420番7地 先まで	IΒ	2. 90	217. 90	県道那智勝浦古座川線との重用 延長173.30メートルを含む。 仮設橋 L=30.00
同上	旧	10. 64	225. 10	県道那智勝浦古座川線との重用 延長130.10メートルを含む。 川関橋(旧橋) L=29.00
同上	新	10. 30	246. 40	県道那智勝浦古座川線との重用 延長141.90メートルを含む。 川関橋 L=35.00

和歌山県告示第1327号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智山勝浦線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字川関字在ノ内365番2地先から同町大字川関字中村丸山ノ前14 20番7地先まで

供用開始の期日 平成27年11月20日

和歌山県告示第1328号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 那智勝浦古座川線

区間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備考
東牟婁郡那智勝浦町大字川関字 下モ川面ラ1260番4地先から同 町大字川関字在ノ内365番2地先 まで	IΒ	7. 70 { 26. 75	318. 80	県道那智山勝浦線との重用延長 173.30メートルを含む。

和歌山県報 第 2712 号

平成 27 年 11 月 20 日 (金曜日)

同上	新	10. 30	320. 00	県道那智山勝浦線との重用延長 141.90メートルを含む。
----	---	--------	---------	----------------------------------

和歌山県告示第1329号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、 告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 那智勝浦古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡那智勝浦町大字川関字下モ川面ラ1260番4地先から同町大字川関字在ノ内365番2地先まで

供用開始の期日 平成27年11月20日

和歌山県告示第1330号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

		申 請 者		道	路
指定番号	指定位置	住 所	指定年月日	幅 員	延 長
		氏 名		メートル	メートル
3314	岩出市西国分字西野々495	紀の川市久留壁86番10	平成	6.00	53. 86
	番1の一部、496番の一部、	有限会社グローバルシノミ	27. 10. 30		
	494番2の一部	ヤ			
		代表取締役 四宮要三			

和歌山県告示第1331号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。 平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

		申請者		道	路
指定番号	指 定 位 置	住 所	指定年月日	幅 員	延 長
		氏 名		メートル	メートル
3330	田辺市上の山二丁目133番1	田辺市湊716番地の2	平成	6.00	44. 90
	の一部、134番1の一部、13		27. 11. 5		
	4番2の一部	代表取締役 廣瀨泰秀		6. 00	16. 00

和歌山県告示第1332号

財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年11月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
 - 財務会計システム構築・運用保守委託及びシステム機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 和歌山県会計局会計課
 - 和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
 - 平成27年10月14日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - 富士通・JECCコンソーシアム
 - (代表者) 富士通株式会社和歌山支店
 - 和歌山県和歌山市黒田一丁目1番19号
 - (構成員) 株式会社JECC
 - 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 落札金額
 - 735,248,880円 (うち消費税及び地方消費税の額54,462,880円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
 - 平成27年8月25日

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第41号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定講習機関の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

平成27年11月20日

和歌山県公安委員会委員長 溝 端 莊 悟

特定講習の業務を 行う事務所の名称	変更事項	新	IB	変 更年月日	
	名称	南海砂利株式会社	橋本興業株式会社		
橋本自動車学校	住所	和歌山県橋本市学文路191番地 の2	和歌山県橋本市野88番地	平成 27. 10. 15	
	代表者の氏名	上田純也	松本好史		

警察本部告示

和歌山県警察本部告示第11号

和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年11月20日

和歌山県警察本部長 直 江 利 克

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量 和歌山県警察捜査支援システム増強及び賃貸借業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県警察本部警務部会計課 和歌山市小松原通一丁目1番地1
- 3 落札者を決定した日平成27年9月14日
- 4 落札者の氏名及び住所

富士通リース・富士通コンソーシアム

(代表者) 富士通リース株式会社 東京都千代田区神田練塀町3番地

(構成員)富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

- 5 落札金額300,144,096円(うち消費税及び地方消費税の額22,232,896円)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成27年7月21日